

<保護者用>

令和8年度 部活動を理由とした「通学区域の弾力的運用」制度について

郡山市教育委員会学校教育推進課

1 通学区域とは

郡山市教育委員会は、学校教育法施行令第5条の規定に基づき、学齢児童生徒の就学すべき学校を指定するための範囲、いわゆる「通学区域」を定めています。就学する学校は、就学予定者及び就学中の学齢児童生徒の住所地に基づき指定されています。

2 制度の内容

小・義務教育学校前期課程（以下、小学校等）に在籍する児童のうち、下記の要件の全てを満たし、児童の個性の伸長に資すると中学校就学審査会が判断した場合は、就学校の変更が認められます。

- ① 住所地の中・義務教育学校後期課程（以下、中学校等）に本人のこれまでの実績を生かせる部活動がないこと。
- ② 住所地の中学校等の隣接した中学校等に本人の希望する部活動があること。
- ③ 小学校等に在学中の部（クラブ）、スポーツ少年団、クラブチームなどにおいて、原則5・6年生時に顕著な実績があり、その活動を中学校3年間継続する強い意志があること。
- ④ 通学距離や方法に無理がなく、長期的に見ても本人の負担加重にならないこと。

3 認定までの流れ

- （1）希望がある場合は、在籍する小学校等に御連絡ください。なおその際、お子さんの部（クラブ）活動や社会体育等での実績についても説明をしてください。（在籍する小学校等の校長先生がお子さんに関する意見書を作成するため）
- （2）申請に必要な「通学区域外就学に係る保護者申立書」の用紙は、郡山市教育委員会学校教育推進課（市役所本庁舎5階）でお渡しします。その際、本制度及び手順について詳細に説明します。
- （3）「通学区域外就学の許可申請書」と前述の「通学区域外就学に係る保護者申立書」に必要事項を記入し、次の①、②の書類を添えて申請受付期間内に同課に提出してください。
 - ① 実績を証明するもの（表彰状や大会要項のコピー、新聞記事等：A4判で統一）
 - ② 中学校の入学通知書（令和8年1月9日（金）以降に保護者へ郵送を予定しています。義務教育学校の場合、配付はありませんので不要です。）

（裏面に続きます）

申請受付期間

令和8年1月13日（火）～1月21日（水）（ただし、土・日を除く）
8時30分～17時15分

（４）審査会后、個々に審査結果を連絡します。（２月中旬ごろの予定）

（５）認められた場合、学校教育推進課で、就学校の変更手続き等を行っていただくこと
になります。

4 その他

（１）兄弟が部活動を理由に通学区域外就学を許可されている場合、弟妹が兄弟と同一学
校への就学を希望しても、認められません。

（２）制服の採寸については、採寸期間終了前に、希望する学校、または制服取扱指定店
に相談してください。

（３）不明な点については、学校教育推進課（Tel：024-924-2431）にお問合せください。